

亀山市告示第187号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成26年亀山市告示第137号）第7条第1項の規定により放置自転車等を処分したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年12月5日

亀山市長 櫻井義之

処分した放置自転車等

原動機付自転車

車体番号	防犯登録番号	塗色
AF34-3126814	防犯登録無し	白
CA1MB-110051	防犯登録無し	白及びオレンジ
AF-27-140990G	防犯登録無し	黒